

新聞販売業に関する自主点検表 (提出用)

本自主点検表は、行政目的以外で使用することはありません。

記入日: 令和 年 月 日

事業場名	担当者氏名		
労働者数	合計 名(うち 18 歳未満 名、中学生 名)	電話番号	
項目	点検事項 (該当するものに☑を付けてください)		
労働条件通知書の交付	<p>労働者(パート・アルバイトを含む。)を雇い入れたときは必ず、労働条件通知書を交付している。</p> <p>正社員を雇い入れたときのみ、労働条件通知書を交付している。</p> <p>労働者を雇い入れたときは、求人票で労働条件を示しているのに、労働条件通知書を交付していない。</p> <p>労働者を雇い入れたときは、口頭で労働条件を示しているのに、労働条件通知書を交付していない。</p>	<p>改善が必要です。</p> <p>改善予定</p> <p>令和 年 月</p>	<p>正社員に限らず、パート・アルバイトや有期労働契約者の更新も含めて、労働者と労働契約を締結したときは労働条件通知書を交付する義務があります。</p> <p>求人票は労働条件通知書には該当しません。</p> <p>なお、令和6年4月1日付けで労働条件通知書の必要記載事項が追加されています。</p>
深夜割増賃金の支払	<p>1 深夜割増賃金を基本給と別に 25% 支払っている。</p> <p>2 深夜割増賃金を基本給に含めて支払っている。</p> <p>↳ (2の場合は以下も回答してください。)</p> <p>深夜割増賃金の金額を労働者に明示しており、不足が生じた時は不足額を追加で支払っている。</p> <p>深夜割増賃金の金額を労働者に明示しているが不足が生じた時に不足額を追加で支払っていない。</p> <p>深夜割増賃金の金額を労働者に明示していない。</p>	<p>改善が必要です。</p> <p>改善予定</p> <p>令和 年 月</p>	<p>深夜時間とは22時～5時です。</p> <p>新聞配達業では深夜割増賃金を含めて基本給を決定するケースが見られますが、深夜割増賃金としての支払額が明示されていない場合、<u>深夜割増賃金を支払ったとはみなされず、追加払いを求められる可能性があります。</u></p> <p>なお、完全歩合給であっても始業・終業時刻の記録を含めた労働時間管理が必要です。</p>
時間外・休日労働に関する労使協定	<p>1 時間外労働・休日労働を行う労働者がいない。</p> <p>2 時間外労働・休日労働を行う労働者がいる。</p> <p>↳ (2の場合は以下も回答してください。)</p> <p>1年以内に36協定を締結し、稚内労働基準監督署長に届け出ている。直近届出日: 令和 年 月 日</p> <p>1年以上前に36協定を締結し、稚内労働基準監督署長に届け出ている。</p> <p>36協定を締結しているが、稚内労働基準監督署長に届け出していない。</p> <p>36協定を締結していない。</p>	<p>改善が必要です。</p> <p>改善予定</p> <p>令和 年 月</p>	<p>労働基準法上、休日は週1日または4週4日を労働者に与えなければなりません。また、休日労働させる手続きは36協定の締結だけでは不足で、<u>所轄労働基準監督署長への届出が必要です。</u></p> <p>新聞配達業の場合、月1日の休刊日以外は配達を行う労働者が多く、所轄労働基準監督署長へ36協定を届出しなければ法違反となるケースが大半です。</p> <p><u>36協定は有効期間があり、1年間が望ましいとされています。</u></p>
就業規則	<p>1 常時、労働者が9名以下である。</p> <p>2 常時、労働者が10名以上である。</p> <p>↳ (2の場合は以下も回答してください。)</p> <p>就業規則を作成し、稚内労働基準監督署長に届け出ている。直近届出日: 令和 年 月 日</p> <p>就業規則を作成または変更した後に、稚内労働基準監督署長に届け出していない。</p> <p>就業規則を作成していない。</p>	<p>改善が必要です。</p> <p>改善予定</p> <p>令和 年 月</p>	<p>労働基準法上、<u>短時間のパート・アルバイトを含めて常時労働者10名以上の場合、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長へ届出する義務があります。</u></p> <p>就業規則を変更した場合も同様に、その都度所轄労働基準監督署長への届出が必要です。</p> <p>労働法令は改正が多いため、<u>3年に1回は見直してください。</u></p>
年少者	<p>中学生を雇用しているが、稚内労働基準監督署長の許可を得ていない。</p> <p>18歳未満の者に22～5時の深夜労働をさせている。</p>	<p>改善が必要です。</p>	<p>中学生を雇用する場合には、<u>所轄労働基準監督署長に申請して許可を得る必要があります。</u></p> <p>18歳未満の深夜労働は禁止。</p>